

## 教第 6 号議案

神戸市指導力向上審査委員会規則の一部を改正する規則について  
神戸市指導力向上審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 18 日 提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 長谷川 達也

神戸市指導力向上審査委員会規則の一部を改正する規則  
神戸市指導力向上審査委員会規則（平成 25 年 3 月教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 25 条の 2 第 5 項」を「第 25 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の改正に伴い、教育委員会規則を改正する必要があるため。

(参考)

神戸市指導力向上審査委員会規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(組織)

第3条 略

2 委員は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条の2第5項に規定する専門性を有する有識者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第25条第5項